屋外広告物許可等手数料の改定について

令和２年４月１日より，旭川市屋外広告物許可等手数料を次のとおり改定しました。
何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

区分			単位	旧金額	新金額
固定広告物	地上広告物，屋上広告物又は壁面広告物	照明無	表示面積５平方メートルにつき	700 円	1,000 円
		照明有	表示面積５平方メートルにつき	1,100 円	1,380 円
簡易広告物	はり紙		50 枚につき	270 円	300 円
	はり札		１枚につき	160 円	220 円
	立看板		１枚につき	850 円	910 円
	アドバルーン広告物		１個につき	1,700 円	(据置)1,700 円
	広告幕及び広告網		１枚につき	600 円	650 円
	のぼり及び旗		１枚につき	600 円	650 円
	電柱広告物		１個につき	270 円	300 円
移動広告物	広告車		１台につき	1,800 円	1,910 円
	車体利用広告		１台につき	1,800 円	1,810 円
屋外広告業登録手数料			１件につき	10,000 円	9,420 円
屋外広告物講習会受講手数料				3,000 円	3,010 円

※改定後の手数料は，令和２年４月１日以降に許可申請があったものについて，適用します。
※従前，本市において手数料の納付を確認できた日を許可申請受付日としていましたが，
許可申請書の受理日が許可申請受付日となりますので，御留意ください。

＜お問合せ＞
〒070-8525　旭川市６条通 10 丁目　第三庁舎４階　　旭川市建築部建築総務課
電話：0166-25-9842　FAX：0166-25-9788